

京都府電気自動車等普及促進計画の改定について

平成29年9月

環 境 部

1 趣 旨

京都府電気自動車等の普及の促進に関する条例（平成21年京都府条例第11号。以下「条例」という。）の一部改正（平成29年4月1日施行）により、条例の有効期間が2年間延長されたことに伴い、条例に基づいて策定している京都府電気自動車等普及促進計画（以下「計画」という。）を改定する。

2 改定事項

電気自動車等をめぐる情勢の変化や電気自動車等の普及状況等を踏まえつつ、計画に定める電気自動車等の普及促進方策等について、必要な改定を行う。

3 検討組織

京都府次世代自動車普及推進協議会（会長：松重和美四国大学学長（京都大学名誉教授））において検討し、環境審議会地球環境部会の御意見を聴いて改定案を作成する。

4 スケジュール

5月31日	第1回京都府電気自動車等普及推進協議会	
6月定例会	計画の改定について報告	
9月4日	第2回京都府電気自動車等普及推進協議会	実 績
9月12日	環境審議会地球環境部会	予 定
9月定例会	改定計画（中間案）について報告	
10月～11月	パブリックコメント	
11月	第3回京都府電気自動車等普及推進協議会	
12月定例会	改定計画の議案上程	